

掛川市告示第113号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第9条第2号の規定により、
掛川市排水設備指定工事店を次のとおり指定する。

令和3年11月1日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

浜松市東区北島町50番地

明管工業株式会社

代表取締役 藤原政夫

2 届出の理由

代表者の異動があったため

3 届出の内容

異動前 代表取締役 兼古光利

異動後 代表取締役 藤原政夫

4 異動年月日

令和3年10月1日